

せ い か つ ほ ご

# 生活保護のしおり



せいかつほごりよう あいだ  
生活保護を利用している間、このしおりは  
たいせつほかん よ  
大切に保管して、いつでも読めるように  
してください。



まちだし ちいきふくしぶ せいかつえんごか  
町田市 地域福祉部 生活援護課

じゅうしょ  
<住所> 〒194-8520

まちだし もりの ちょうめ ばん ごう  
町田市森野2丁目2番22号

でんわ  
<電話> 042-722-3111 (だいひょう)

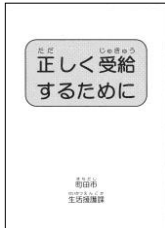
たんとうしゃ 担当者	でんわ 電話	
しんきちやうさたんとう 新規調査担当		
ちくたんとう 地区担当		



このマークがあったら

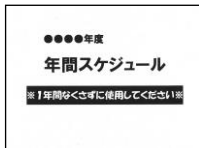


別の冊子も読んでください。  
詳しい説明が書いてあります。



## 「正しく受給するために」

収入や資産、世帯の状況などについて、正しい届け出の方法がまとめられています。



## 「年間スケジュール」

生活保護受給中の手続きや保護費の支給について月ごとにまとめられています。

目

次

1	<small>せいかつほご</small> 生活保護とは	6
	利用できる世帯／目的／生活上の義務／生活保護費の計算の仕方／「最低生活費」とは	
2	<small>しさん も</small> 資産を持っていたら	9
	資産の活用／預貯金／支援の活用／ほかの制度の活用	
3	<small>はたら</small> 働けるときには	11
	能力の活用／就労支援員の活用／就労自立給付金	
4	<small>しゆうにゆう</small> 収入があったとき	12
	働いている方／高校生も／年金、手当などをもらっている方／援助、養育費、各種一時金などをもらっている方／64歳以下（15歳以上）で無収入の方／65歳以上で無収入の方	
5	<small>たんとうしゃ し</small> 担当者に知らせること	15
	家族に関する事／住宅に関する事／保険証に関する事／入院に関する事／将来に関する事	
6	<small>たんとうしゃ ほうもん しどう</small> 担当者の訪問・指導	17
	家庭訪問があります／指導・指示があります	

7

せい かつ ほ ご ひ う と か た か ん り  
生活保護費の受け取り方と管理

1 8

口座に振り込まれます／窓口のときも／保護費の管理

8

ほ ご へ ん こ う け っ て い つ う ち し ょ み か た  
保護変更決定通知書の見方

2 0

金額の確認／内容がわからないときは／生活保護費の種類／その他

9

せい かつ ほ ご ひ へ ん か ん  
生活保護費の返還

2 4

生活上の変化や収入の増加があったとき／資力がありながら保護を受けたとき

1 0

び ょ う い ん や っ き ゃ く り ょ う  
病院・薬局を利用するには

2 6

指定病院のみ／お近くの病院で／ひとつの診療科で1ヶ所まで／総合病院も一枚で。歯科は注意／生活援護課と市民センターで発行／調剤券は生活援護課で発行／前月25日から／継続送付もできます／病院・薬局に持っていきます／健康保険の範囲内／緊急時には／事故の場合は利用できません／精神科や人工透析などの利用／通院交通費申請書の記入例

1 1

か い ご つ か  
介護サービスを使うには

3 3

65歳以上の方／40歳から64歳までの方

1 2

げ ん が く め ん じ ょ  
減額・免除されるもの

3 4

1 3

と あ  
よくある問い合わせ

3 7

# 1

## 生活保護とは

### 利用できる世帯

つぎ 次の(1)と(2)にあてはまる世帯です。

(1) 年金や給与などの収入が「最低生活費」を

下回る世帯

(2) 資産や能力、さまざまな制度を活用しても

生活を維持することができない世帯

### 目的

国が定めた範囲内で生活を保障し、ふたたび  
自分の力で生活していけるように援助する制度で  
す。

## 生活上の義務

生活の維持、向上、自立にむけて次のことを守っていただきます。

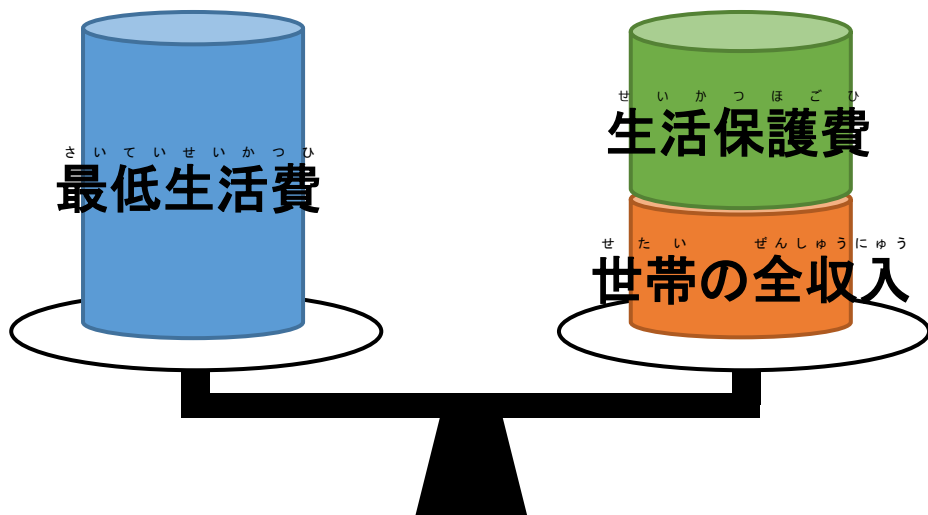
- ・ 能力に応じて勤労に励む  
働けるときには、11ページ
- ・ 健康の保持増進に努める  
通院が必要なときは、26ページ
- ・ 支出の節約を図る  
保護費は大切に使いましょう  
預貯金については、9ページ

## 生活保護費の計算の仕方



ただ「正しく受給するために」1～4ページ

最低生活費と世帯の全収入を比べて、足りない分だけを支給します。



## 「最低生活費」とは

厚生労働大臣が定める基準で計算された、世帯の1ヶ月分の生活費のことです。

基準は、住んでいる場所、世帯の人数、年齢などの生活状況によって定められています。

## 2

# 資産を持っていたら

## 資産の活用

- 預貯金  生命保険  土地  有価証券  
 家屋  自動車  高価な貴金属  
 \_\_\_\_\_

※チェックしたものは、売ったりして処分し、生活費にあててください。経費などを差し引いてもなお残った金額は収入認定となります。ただし、資産の一部は保有が認められる場合もあります。

## 預貯金

生活保護を利用している間、一定の範囲であれば預貯金が認められます。詳しくは担当者へおたずねください。

※家電の買い替え費や修繕費は支給されません。毎月計画的に貯蓄し、まかなってください。

## 支援の活用

- 親、子、親族などから支援が受けられる場合には、支援を受けてください。
- 親、子、親族への扶養照会は、扶養が期待できると判断される方に対して行います。
- 一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が絶えている場合には、扶養照会を行いません。
- 暴力や虐待を受けた場合には、扶養照会を行いません。

## ほかの制度の活用

- 各種の年金や手当を受けられる場合には、それを優先的に活用してください。

### 3

## 働けるときには

### 能力の活用

働くことができる場合は、毎月、求職活動報告書の提出が必要になります。

### 就労支援員の活用

生活援護課には、ハローワークなどでの仕事探しを支援する就労支援員がいます。お気軽にご相談ください。

### 就労自立給付金

安定した職に就き、給与収入が最低生活費を上回り、生活保護が廃止になる場合、就労自立給付金の支給対象になることがあります。



## はたら 働いている方 かた

まいつきかなら きゆうよめいさい いっしょ しゆうにゆう しんこく  
毎月必ず、給与明細と一緒に収入の申告をしてください。

しごと や あたら はじ しごとさき か  
※仕事を辞めたり、新しく始めたり、仕事先を変えた場合も申告してください。

## こうこうせい 高校生も

みせいねんしゃ しゆうにゆう しんこく ひつよう とく こうこうせい  
未成年者の収入も申告が必要です。特に高校生の収入は申告を忘れやすいのでご注意ください。

きゆうよしゆうにゆう きそこうじょ さいみまん  
※給与収入からは、基礎控除のほかに20歳未満控除を差し引くことができます（一部例外あり）。

はたら しんせい じゆぎょうりよう  
※働きはじめるときに申請すれば、①授業料の不足分、②修学旅行費、③部活動費などに必要な金額を、収入から除くことができます。

## ねんきん てあて 年金、手当などをもらっている方 かた

ねんきん てあて しきゆうがく か ばあい へんこうつうち  
年金や手当の支給額が変わった場合に、変更通知のハガキと一緒に必ず申告してください。

あら う と ばあい しんこく  
※新たに受け取る場合も申告してください。

## 援助、養育費、各種一時金などをもらっている方

新たに受け取ったり、その金額が変わったりした場合に必ず申告してください。

## 64歳以下（15歳以上）で無収入の方

病気や障がいなどの働けない理由がなく収入がない方は、その理由を申告書に書いて、毎月1回申告をしてください。

病気や障がいなどを理由に働くことができない方は、病状を申告書に書いて、年に1回申告をしてください。

## 65歳以上で無収入の方

高齢で収入のない方は、その理由（年金受給権がないなど）を申告書に書いて、年に1回申告をしてください。

## 5

# 担当者に知らせること



「ただ正しく受給じゅきゅうするために」5～7ページ

次のことがあったら、すぐに担当者へ届け出てください。

## 家族に関すること

世帯の人数が変わったとき

(しゅつさん出産、しぼう死亡、てんにゆう転入、てんしゅつ転出など)



## 住宅に関すること

- ・家賃や地代が変わったとき
- ・契約の更新をするとき
- ・転居する必要性が生じたとき

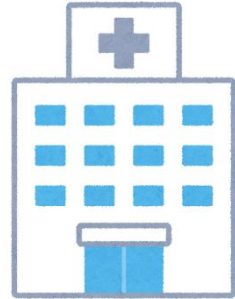


## 保険証に関すること

勤めている会社の社会保険に加入したとき、また  
脱退したとき

## 入院にゅういんに関することかん

入院にゅういん・退院たいいんしたとき



## 将来しょうらいに関することかん

- ・卒業そつぎょう後の進路しんろが決きまったとき、学校がっこうを退学たいがくしたとき
- ・就労しゅうろうに必要な資格ひつようしかく（国家資格こっかしかくなど）の取得しゅとくを考かんがえているとき
- ・生活保護せいかつほごを利用りようしなくても生活せいかつしていける見通しみとおがあったとき
- ・そのほか生活状況せいかつじょうきょうに変化へんかがあったとき

## 6

たんとうしゃ ほうもん しどう  
 担当者の訪問・指導

かていほうもん  
 家庭訪問があります

たんとうしゃ いえ ほうもん  
 担当者は、あなたの家を訪問します。

せいかつじょうきょう かくにん しえん ほうほう かんが  
 あなたの生活状況を確認し、支援の方法を考える  
 ためです。

しどう しじ  
 指導・指示があります

たんとうしゃ じりつそくしん さまざま  
 担当者は、自立促進のために、あなたに様々な  
 しどう しじ おこな  
 指導や指示を行います。

したが ほご へんこう ていし はいし  
 これに従わないときは、保護の変更や停止、廃止  
 がなされる場合もありますので、ちゅうい  
 注意してください。

たんとうしゃ そうだん しやくしよ  
 担当者に相談があり、市役所にいら  
 っしゃる場合は、事前に<sup>ばあい</sup>お電話で<sup>じぜん</sup>予約  
 いただくよう<sup>でんわ</sup>お願いします。<sup>よやく</sup>

たんとうしゃ ほうもん ふざい ばあい  
 担当者が訪問などで不在の場合があ  
 るためです。



## 7

# 生活保護費の受け取り方と管理



振り込み日は「年間スケジュール」の各月のページでお知らせします。

## 口座に振り込まれます

保護費は毎月あなたの銀行口座に振り込まれます。

保護費の金額については、「保護変更決定通知書」（20ページ参照）で確認してください。

## 窓口のときも

生活保護が開始になってしばらくの間やその他の事情により、生活援護課の窓口で保護費を支給することがあります。

※窓口で支給の場合は印鑑（朱肉を使って押すもの）を必ずお持ちください。印鑑がない場合は支給できません。

## 保護費の管理

保護費を全て使ってしまったたり紛失してしまった場合でも、新たに保護費を支給することはできません。

また、親族や友人・知人などのお金の貸し借りは認められません。

※消費者金融からの借金も禁止です。

保護費を使いすぎないように計画的に使用しましょう。

また、紛失する恐れがあるので、保護費を全額持ち歩くことはしないでください。

# 8

# 保護変更決定通知書の見方

令和元年 6月18日

様

せいかつほごひ しゅるい  
生活保護費の種類

せいかつほごひ か つきひ  
生活保護費が変わる月日

## 保護変更決定通知書

生活保護法による保護について、次のとおり変更しましたので通知し

令和元年 6月 1日

1. 保護変更年月日
2. 保護変更の理由
  - ・その他非稼働収入の削除

せたい しゅうにゆう  
世帯の収入として  
にんてい がく  
認定した額

### 3. 保護の種類及び程度

(金額は、1ヶ月単位で計算した扶助費を表示しています)

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	計	収入認定額
程度	155,460	67,725		★	223,185	77,400
	( 155,460)	( 67,725)	( )	( )	( 223,185)	( 77,400)

普通月の扶助費は ( ) 内の金額になります。

### 4. この決定による保護費

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{最低生活費} \\ \hline 223,185 \\ \hline \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline \text{収入充当額} \\ \hline 77,400 \\ \hline \end{array}
 = \begin{array}{|c|} \hline \text{既支給額} \\ \hline \\ \hline \end{array}
 = \begin{array}{|c|} \hline \text{保護費} \\ \hline 145,785 \\ \hline \end{array}$$

支給額 (A)	返納額	本人負担額
145,785		

本人負担額は、あなたが直営国庫補助または介護事業者に納めてください。

あなたに実際に支払う扶助額 (A) - (B)  
令和元年 6月 3日  
定例口座 ..... 75,060円

あなたにかわって支払う扶助額 (B) の内訳  
●●不動産 (株) 70,725 円  
●● 〇〇 〇〇 円  
●● 〇〇 〇〇 円

あなたに代わって  
町田市が支払う支払先と  
金額 (家賃など)

あなたに支払う保護費の  
支払日、支払方法、金額

### 5. 備考

1. この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日から1年以内、この事務所または町田市を管轄する裁判所に訴えを提起することができます。ただし、訴えが提起された日から起算して50日 (知事から東京
2. なお、この事務所に訴えを提起する場合は、町田市を被告とする必要があります。

め緊急の必要があるとき。

## 金額の確認

保護費の金額は、「保護変更決定通知書」（20ページ参照）で確認してください。

「保護変更決定通知書」は原則として保護費に変更がある場合のみ、前月下旬頃に届きます。

※変更がない場合は、通知は毎月届きませんので大切に保管してください。

## 内容がわからないときは

保護費の内容は担当者におたずねください。

それでも納得できない場合には、通知を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、都知事に対して、書面をもって審査請求をすることができます。

## 生活保護費の種類

種類	内容
生活扶助	食費や衣類、電気、ガス、水道、共益費などの日常生活に必要な費用、入院中の日用品費
住宅扶助	家賃、地代、更新手数料などの費用
教育扶助	義務教育（小・中学校）に必要な学用品費、学級費などの費用
介護扶助※	介護サービスを利用するための費用
医療扶助※	病気やけがの治療などの費用（通院などに必要な費用★）
出産扶助★	入院助産の適用がない場合の出産に必要な費用
生業扶助★	高校進学・就学のため、仕事に就くためなどの費用
葬祭扶助★	葬祭に必要な費用

※印は介護事業所や病院などに支払われます。

★印は「保護変更決定通知書」の「一時扶助」に合計額が記載されます。

## その他

以下は要件に該当する場合のみ受け取れます。

### 〈就労自立給付金〉

安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなった場合に受け取れます。

### 〈進学・就職準備給付金〉

大学などに進学する場合や安定した職業に就くことにより保護を必要としなくなった場合に受け取れます。

### 〈その他〉

塾代、大学の受験料など。

## 9

# 生活保護費の返還

支給した生活保護費（医療費や介護費を含む。）  
を返していただくことがあります。

## 【医療費について】

国民健康保険等の医療保険に加入している世帯  
が、生活保護を利用した場合は、その資格を失うた  
め、医療費全額（10割分）が生活保護費（医療扶助）  
から支給されます。

このため、生活保護費の返還が生じた場合には、  
保護利用中にかかった医療費全額（10割分）が  
返還対象になります。

## 生活上の変化や収入の増加があったとき

- 給料、年金、手当などの金額が増えたとき
- 転出や死去などにより、家族の人数が減ったとき
- 入院して1ヶ月以上が経過したとき

## 資力しりょくがありながら保ほ護ごをうけとったとき

過か去この分ぶんの年ねん金きんや手て当あてなどをうけとることができたとき

生せい活かつ保ほ護ごをりようするまえかにゆうせいめいほけん  
から給きゅう付ふがあったとき

生せい活かつ保ほ護ごをりようするまえもいえとち  
ばいきゃく  
売う却きゃくできたとき

交こう通つう事じ故こにあい、保ほ険けん金きんや慰い謝しゃ料りょうなどをうけとっ  
たとき

離り婚こんにより、慰い謝しゃ料りょうなどをうけとったとき

# 10

## 病院・薬局を利用するには

病院などを受診するには「医療券」が必要です。

薬をもらうためには「調剤券」が必要です。

マイナンバーカードで受診を希望する方は、事前に生活支援課の担当者に相談してください。

生活保護法医療券 (令和1年 8月分)			
公費負担者番号		日付	日から 日まで
受給者番号		単独・併用別	単独
※交付番号			
氏名	援護 太郎	(男)平成29年1月11日生	
居住地	東京都町田市森野2-2-22		
指定医療機関名	町田市民病院		
傷病名	(1)	診療別	医科
	(2)	入院外来	外来
	(3)	本人支払額	円
地区担当員名	取扱担当員名		
		福祉事務所長 印	
	社会保険	あり (健・共)	なし
備	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2		
	その他		

つき  
月ごと

こじん  
個人ごと

びょういん  
病院ごと

くすり げんそく  
薬は原則  
ジェネリック (後発)  
いやくひん  
医薬品です

しゃかいほけんしょう いっしょ びょういん  
社会保険証と一緒に病院  
などに提示します (国民  
けんこうほけんしょう つか  
健康保険証は使えません)

決めます

① 病院・薬局を

指定病院のみ

医療券は生活保護法の指定を受けた  
病院でないと使えません。

事前に病院に医療券で受診できるか  
確認してください。

お近くの病院で

通院は、原則自宅近くの病院に限り  
ます。

ただし、遠方の病院などを受診する  
必要が認められる場合などは、電車や  
バスなどの通院交通費が支給されま  
す。事前に生活援護課の担当者に相談  
してください。

申請方法は32ページをご確認ください。

①

## ひとつの診療科で1ヶ所まで

ひとつ月に同じ診療科（内科や整形外科などのこと）で2ヶ所以上の病院などを受診することはできません。



## 総合病院も一枚で。歯科は注意

一枚の医療券で総合病院の複数の診療科が受診できます。ただし、総合病院の歯科や口腔外科は、歯科専用の医療券が必要です。

受け取ります

② 医療券・調剤券を

いりょうけん  
ちようざいけん

## 生活援護課と市民センターで発行

医療券は生活援護課の窓口で受け取るか、電話にて医療券の発行と送付を依頼してください。

市民センター（忠生・鶴川・南・なるせ駅前・堺・小山）では医療券と同様の診療依頼書を発行できます。

②

ちょうざいけん せいかつえんごか はっこう  
調剤券は生活援護課で発行

ちょうざいけん せいかつえんごか まどぐち う と  
調剤券は生活援護課の窓口で受け取  
るか、でんわ ちょうざいけん はっこう そうふ  
電話にて調剤券の発行と送付を  
いらい  
依頼してください。

かかりつけ やっきよく つく すす  
かかりつけ薬局を作ることをお勧め  
します。

ぜんげつ にち  
前月25日から

いりょうけん ちょうざいけん ぜんげつ にちいこう  
医療券、調剤券は前月25日以降に  
よくげつぶん はっこう  
翌月分が発行できます。

けいぞくそうふ  
継続送付もできます

まいつきじゆしん びょういん まいつきしよじゆん  
毎月受診する病院へは、毎月初旬に  
せいかつえんごか いりょうけん ちょうざいけん そうふ  
生活援護課から医療券や調剤券を送付  
できますので せいかつえんごか たんとうしゃ  
生活援護課の担当者にお  
し  
知らせください。

利用  
しま  
す

③ 病院・薬局を  
利用  
しま  
す

びょういん やつきよく も  
病院・薬局に持っていきます

にゅういん きゅうきゅう ばあいいがい かなら いりょうけん  
入院や救急の場合以外は、必ず医療券  
びょういん も でんわ  
を病院などに持っていきます。電話にて  
いりょうけん はっこう いらい かた びょういん  
医療券の発行を依頼した方は病院にそ  
むね つた  
の旨をお伝えください。

いりょうけん ちょうざいけん びょういん やつきよく  
医療券や調剤券がないと、病院や薬局  
しはら はっせい ばあい  
で支払いが発生する場合があります。

けんこうほけん はんい  
健康保険の範囲内

いりょうけん う けんこうほけん  
医療券で受けられるのは、健康保険で  
みと いりょう はんい  
認められる医療の範囲内です。

きんきゅうじ  
緊急時には



きんきゅうじ いりょうけん う と ばあい  
緊急時で医療券が受け取れない場合  
せいかつえんごか いりょうけん はっこう いらい  
は、生活援護課に医療券の発行を依頼す  
るか、せいかつほご じゅきゅうちゅう  
生活保護を受給中であることを  
びょういん つた じゅしん そうだん  
病院に伝えて、受診できるか相談してく  
ださい。

③

### 事故の場合は利用できません

交通事故や仕事中の事故にあったときは、医療券は使えません。警察や職場に事故の届出をし、生活援護課の担当者に連絡してください。

### 精神科や人工透析などの利用

精神科や人工透析などを利用する場合は、医療券ではなく、障がい福祉制度による助成制度を優先的に利用してください。

# 通院交通費申請書の記入例

ひと月の通院終了後、翌月中に生活援護課の  
 担当者に提出してください。提出が遅れると交通費  
 が支給できない場合があります。

**生活保護交通費申請書**

2019年6月10日

町田市福祉事務所長 様、

申請者住所...町田市森野2-2-22

申請者氏名...援護 太郎

次のおり通院・通所の交通費を申請します。

氏名	援護 太郎	生年月日	1980年1月1日	(男) 女	
住所	町田市森野2-2-22				
片道 経路	乗車場所	経由	経由	経由	下車場所
	(三家)	(町田)	(鶴川)	( )	( )
	料金 (195円)	(154円)	( )円	( )円	
<料金合計> 349円(片道) × 2(往復) × 2日 = 1,396円					

**通院・通所証明書** (2019年6月分)

町田市福祉事務所長 様、

2019年6月30日

医療機関名・施設 ○○○○病院

担当者名 理事長 ●●●●印

太郎 様は次のおり通院・通所したことを証明します。

1	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		証明							証明	
								22	23	24

通所日の下に担当者印を押し

本人が記入

病院が記入  
 証明

ICカードを持っている  
 場合は、ICカード利用料  
 金を記入します。

## 11

## 介護サービスを使うには

## 65歳以上の方

介護保険サービスを希望される方は、介護保険課もしくは高齢者支援センターやケアマネージャーにご相談ください。要支援・要介護認定の判定結果に応じた介護サービスを利用できます。

介護認定に変更があった場合は、生活援護課の担当者へ届け出てください。

## 40歳から64歳までの方

介護サービスを希望される方は、生活援護課の担当者にご相談ください。国が指定している特定疾病（16種類）に該当される方が対象となります。

要支援・要介護認定の判定結果に応じた介護サービスが利用できます。



# 12

## げんがく めんじょ 減額・免除されるもの

くわ ないよう てつづ まどぐち かくにん  
詳しい内容は手続き窓口で確認してください。

★印の手続きには保護受給証明書の提出が必要です。



ほごじゅきゆうしやうめいしよ はっこうてつづ  
保護受給証明書の発行手続きは  
ねんかん さいしゆう  
「年間スケジュール」最終ページ

かくにん 確認	ない よう 内容	てつづ まどぐち 手続き窓口
	じやうげすいどう きほんりやうきん 上下水道の基本料金 じゆうりやうりやうきん めんじよ (従量料金は免除されません)	せいかつえんごか 生活援護課
	ほうそうじゅしんりやう NHK放送受信料 じゅしんけいやく どうじ おこな (受信契約も同時に行います)	せいかつえんごか 生活援護課
	こくみんねんきん ほけんりやう 国民年金の保険料★	ほけんねんきんか 保険年金課
	しみんぜい 市民税★	しみんぜいか 市民税課
	こていしきんぜい 固定資産税★	しきんぜいか 資産税課

かくにん 確認	ない よう 内 容	てつづ まどぐち 手続き窓口
	<p>はっこうてすうりょう <b>発行手数料★</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ じゅうみんひょう うつ 住民票の写し</li> <li>・ こせき じよせき どうほん しょうほん 戸籍・除籍の謄本・抄本</li> <li>・ いんかんとろうくしょうめいしょ 印鑑登録証明書</li> <li>・ かぜい ひかぜいしょうめいしょ 課税・非課税証明書※</li> </ul>	<p>しみんか <b>市民課</b></p> <p>かくしみん <b>各市民センター</b></p> <p>しみんぜいか はっこう ※市民税課でも発行 できます。</p>
	<p>とうきょうと <b>東京都シルバーパス★</b></p> <p>ひょう えん (費用が1,000円になります)</p>	<p>いっばんしゃだんほうじん <b>一般社団法人</b></p> <p>とうきょう きょうかい <b>東京バス協会</b></p> <p>かながわちゅうおうこうつう (<b>神奈川中央交通</b> まどぐち 窓口)</p>
	<p>とえいこうつうむりょうじょうしゃけん <b>都営交通無料乗車券★</b></p>	<p>しょう ふくしか <b>障がい福祉課</b></p>
	<p>つうきんていきじょうしゃけん うんちん <b>通勤定期乗車券の運賃★</b></p> <p>じぜん せいかつえんごか とくていしゃ (事前に生活援護課で「特定者 しかくしょうめいしょ こうふ う 資格証明書」の交付を受けてくだ さい)</p>	<p>えきまどぐち <b>JR駅窓口</b></p>
	<p>とえいじゅうたく きょうえきひ <b>都営住宅の共益費★</b></p>	<p>とうきょうと <b>東京都</b></p> <p>じゅうたくきょうきゅうこうしゃ <b>住宅供給公社</b></p>

かくにん 確認	ない よう 内 容	てつづ まどぐち 手続き窓口
	<p>こうとうがっこうじゆぎょうりよう <b>高等学校授業料★</b></p> <p>こうとうがっこうしゅうがくしえんきん ・高等学校等就学支援金</p> <p>しりつこうとうがっこうしゅうがくしえんきん ・私立高等学校等就学支援金</p>	<p>ざいがく がっこう 在学する学校</p>
	<p>せいじんけんこうしんさ けんしん <b>成人健康診査・がん検診</b></p> <p>じこふたんきん <b>の自己負担金★</b></p> <p>(せいじんけんこうしんさ さいいじょう かた 成人健康診査：40歳以上の方は、</p> <p>ほごじゆきゆうしやうめいしよ むりよう 保護受給証明書ではなく、無料の</p> <p>きさい せいじんけんこうしんさじゆしんけん 記載がある成人健康診査受診券が</p> <p>ひつよう 必要です)</p>	<p>じっし びやういん 実施している病院 など</p>
	<p>さいいじょう かた <b>65歳以上の方のインフル</b></p> <p>よぼうせつしゆ ひよう <b>エンザ予防接種の費用★</b></p>	<p>じっし びやういん 実施している病院 など</p>
	<p>ぶくろ <b>ごみ袋</b></p>	<p>せいかつえんごか 生活援護課</p>
	<p>そだい てずうりよう <b>粗大ごみの手数料</b></p>	<p>せいかつえんごか 生活援護課</p>

## 13

## よくある問い合わせ

● 保護受給証明書<sup>ほごじゆきゆうしょうめいしょ</sup>の交付<sup>こうふ</sup>について

本人<sup>ほんにん</sup>確認<sup>かくにん</sup>が必要<sup>ひつよう</sup>なため、生活<sup>せい</sup>援護<sup>えんご</sup>課<sup>か</sup>の109番<sup>ばん</sup>窓口<sup>まどぐち</sup>のみで、担当<sup>たんとう</sup>ケースワーカー<sup>こうふ</sup>が交付<sup>こうふ</sup>しています。

他の<sup>た</sup>職員<sup>しよくいん</sup>が対応<sup>たいおう</sup>する場合は、マイナンバーカード<sup>ばあい</sup>、各種<sup>かくしゆてちよう</sup>手帳<sup>うんてんめんきよしょう</sup>、運転<sup>かおしやしん</sup>免許<sup>つ</sup>証<sup>みぶん</sup>など顔写真<sup>しょうめいしょ</sup>付き<sup>ていじ</sup>の身分<sup>ねが</sup>証明書<sup>しょうめいしょ</sup>を提示<sup>ていじ</sup>していただくようお願い<sup>ねが</sup>します。

● お子さん<sup>こ</sup>の修学<sup>しゆがくりよこう</sup>旅行<sup>いどうきようしつ</sup>や移動<sup>いどうきようしつ</sup>教室<sup>いどうきようしつ</sup>で  
利用<sup>りよう</sup>する健康<sup>けんこう</sup>保険<sup>ほけん</sup>証<sup>しょう</sup>に代<sup>か</sup>わる書類<sup>しよるい</sup>に  
ついて

学校<sup>がっこう</sup>などから健康<sup>けんこう</sup>保険<sup>ほけん</sup>証<sup>しょう</sup>の提出<sup>ていしゆつ</sup>を求め<sup>もと</sup>られた際<sup>さい</sup>は、使用<sup>しようきかん</sup>期間<sup>きかん</sup>を記載<sup>きざい</sup>した診療<sup>しんりよう</sup>依頼<sup>いらい</sup>書<sup>しょ</sup>を発行<sup>はっこう</sup>します。  
担当<sup>たんとう</sup>ケースワーカー<sup>れんらく</sup>へ連絡<sup>れんらく</sup>をするか、各<sup>かく</sup>市民<sup>しみん</sup>センタ  
ー<sup>はっこうてつづ</sup>で発行<sup>はっこう</sup>手続き<sup>てつづ</sup>をしてください。

## ●<sup>そだい</sup>粗大<sup>てすうりょうげんめんとつづ</sup>ごみ手数料減免手続きについて

- ①<sup>すいしんこうしゃ</sup> まちだエコライフ推進<sup>れんらく</sup>公社に連絡してください。  
<sup>れんらくさき</sup>連絡先：042-797-1651
- ②<sup>うけつけばんごう</sup> 受付番号、<sup>しゅうしゅうび</sup> 収集日、<sup>ひつよう</sup> 必要な「<sup>そだい</sup>粗大<sup>しよりけん</sup>ごみ処理券」の  
<sup>まいすう</sup>枚数を<sup>かくにん</sup>確認してください。
- ③<sup>すみ</sup>速やかに②の内容を<sup>ないよう</sup>担当<sup>たんとく</sup>ケースワーカーへ<sup>れんらく</sup>連絡してください。原則、<sup>げんそく</sup>担当<sup>たんとく</sup>ケースワーカー以外<sup>いがい</sup>からは<sup>こうふ</sup>交付できません。
- ④<sup>せいかつえんごか</sup> 生活<sup>まどぐち</sup>援護課の<sup>てすうりょうしんせいしょ</sup>窓口で「<sup>きにゆう</sup>手数料申請書」に記入し、  
<sup>そだい</sup>「粗大<sup>しよりけん</sup>ごみ処理券」を<sup>う</sup>受け<sup>と</sup>取ります。

※<sup>しゅうしゅうよていびちよくぜん</sup>収集<sup>てつづ</sup>予定日直前に<sup>そだい</sup>手続きをしても「粗大<sup>しよりけん</sup>ごみ処理券」の<sup>ようい</sup>用意が<sup>ま</sup>間に<sup>あ</sup>合いません。<sup>じかん</sup>時間に<sup>よゆう</sup>余裕をもつて<sup>れんらく</sup>連絡してください。

※<sup>そだい</sup>「粗大<sup>しよりけん</sup>ごみ処理券」は<sup>げんそく</sup>原則、<sup>ゆうそう</sup>郵送できません。



この冊子は、1000部作成し、1部あたりの単価は155円です（職員人件費を含みます。）。

《 2025年10月改訂 》